

箕面市統合型校務支援システム環境整備  
に係る基盤構築等業務委託  
仕様書

令和 5 年 6 月  
箕面市教育委員会

## 1 業務名

箕面市統合型校務支援システム（以下「本システム」という。）環境整備に係る基盤構築等業務委託

## 2 履行期限

契約締結日翌日から令和6年3月31日まで

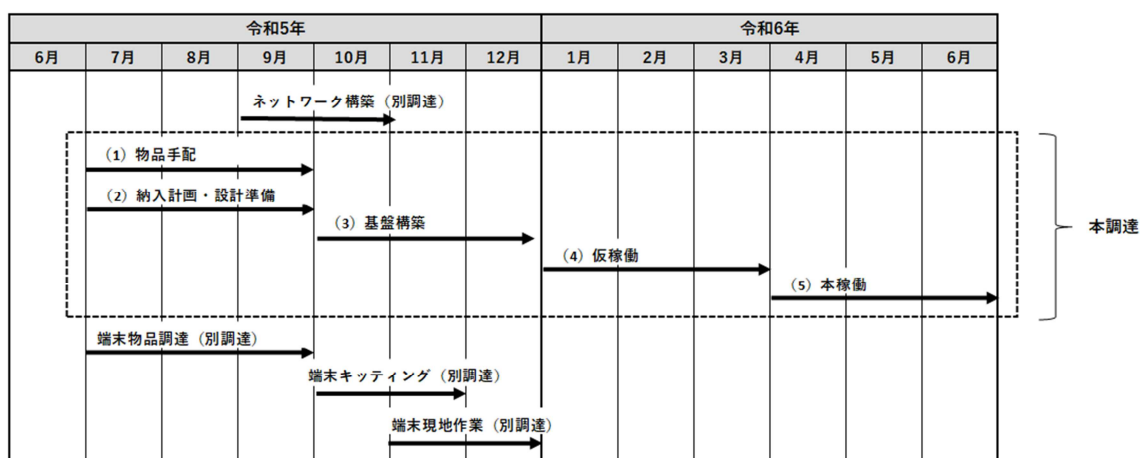
## 3 履行場所

箕面市役所庁舎(大阪府箕面市西小路4丁目6番1号)、  
箕面市立小学校（12校）、箕面市立中学校（6校）及び箕面市立小中一貫校（2校）

## 4 納入スケジュール

令和6年1月1日付の仮稼働開始、令和6年4月1日付の本稼働開始を想定している。ただし、箕面市教育委員会と協議のうえ、一部の機能については、履行期間内に段階的に納品することができる。

別調達「箕面市教育情報ネットワーク教職員用タブレット端末」の構築に必要なサーバに関しては、令和5年12月28日までに完了すること。



## 5 業務内容

### (1) 概要と目的

箕面市（以下「本市」という。）では、平成26年度から箕面学力・体力・学習状況総合調査システムを構築し、箕面学力・体力・生活状況総合調査によって得られた調査結果データを蓄積し、様々な角度から分析を行いながら、システムの持つ校務機能によって、校務の効率化と教職員の校務事務の負担軽減を図ってきた。

令和元年に統合型校務支援システムを導入し、より一層教職員の校務事務の負担軽減を進めるとともに、校務支援システムのデータをはじめとする子どものデータを活

用した学力向上の取り組みも行っているところである。

現在利用している校務支援システムの契約やサーバ等の機器の保守期限が令和5年度末で満了することから、引き続き本市の計画を推進していくためにも新たな教育環境及びシステムの導入が不可欠である。

今回、本市では校務支援システム基盤の更新に留まらず、教育情報ネットワーク全体の再構築を進めていく。既設環境では校務用端末が教職員4人に1台に留まっており、校務支援システムの活用が制限されていた。今回の計画では、学習用端末が教職員1人1台という環境ということもあり、画面転送型のネットワーク分離環境を導入することで、学習用端末からセキュリティを担保したまま、校務ネットワークにもアクセスできるようになり、教職員の利便性を高め多様な働き方に対応していく。

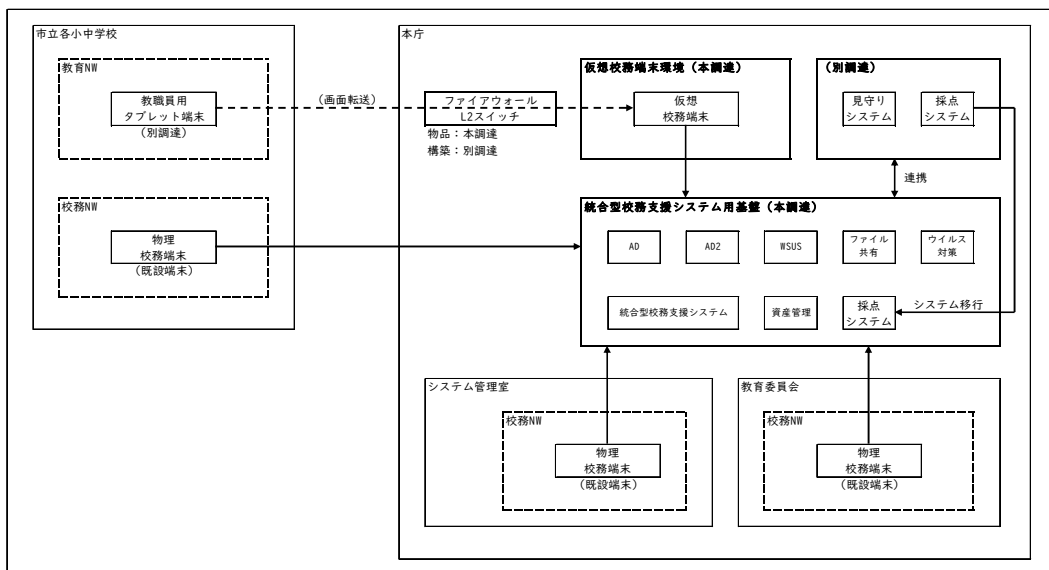
本調達では本市が進める教育のDXを推進するための環境を構築し、子どものデータを蓄積・活用することのできるシステムを導入することのできる事業者を選定することを目的とする。

## (2) 調達範囲

本仕様書は、統合型校務支援システム環境を整備するための「箕面市統合型校務支援システム環境整備に係る基盤構築等業務委託」について定めたものである。

仮想校務端末に接続するための物理端末の調達「箕面市教育情報ネットワーク教職員用タブレット端末」および構築業務は別調達となる。また、基盤構築に必要なネットワーク構築業務に関しても別調達となる。

### 【整備イメージ図】



### (3) 前提条件

#### ➤ 対象機器

- ・ 統合型校務支援システム環境に係るサーバ機器類

#### ➤ 統合型校務支援システム基盤

- ・ 文部科学省が、平成 29 年 10 月 18 日に策定、令和 4 年 3 月に改訂した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準じるセキュリティ対策を施したシステムであること。
- ・ 本システムはオンプレミス型とし、箕面市役所庁舎内のサーバ室に設置する。
- ・ 本システムが適切に動作するためのサーバ機器類、サーバ OS、ミドルウェアなどのソフトウェア等を調達し、その他に必要なものがあれば構成に含めること。なお、サーバラックは、サーバ室既設ラックの空きを利用しても良い。
- ・ 物理サーバ本体は高可用性を鑑みクラスタを構成すること。仮想サーバはクラスタ上で稼働すること。1 台の物理サーバに障害が発生しても仮想サーバの稼働を継続させるように構成すること。
- ・ 導入機器に対して電源容量に不足があると判断した場合、電源の追加工事を実施すること。また、その費用を含むこと。
- ・ 統合型校務支援システム基盤内の機器を接続するネットワーク機器を構成すること。
- ・ SBC(RDS)方式を採用した仮想校務端末環境を構築すること。
- ・ 統合型校務支援システム基盤は、校務専用の物理端末もしくは仮想校務端末のみがアクセス可能とする。
- ・ 仮想校務端末は、「箕面市教育 ICT 環境整備に係る教職員用端末等機器」で調達する教職員用端末から画面転送方式で接続する。
- ・ Active Directory サーバの構築を行うこと。Active Directory は 2 台以上の冗長構成とする。校務用のドメインを構築し、市内小中学校のユーザーおよびコンピュータアカウントの管理を行う。ユーザアカウントやグループ、OU の作成等に関しては、本市と協議の上決定し、グループポリシーやセキュリティ設定を適切に行うこと。既設の Active Directory の情報を引き継ぎ、必要に応じて追加設定を行うことを基本とする。
- ・ ファイル共有サーバの構築を行うこと。共有フォルダの内容、アクセス権、クォータの設定等に関しては、本市と協議の上決定する。既設のファイル共有サーバに保存されているデータの移行作業を行い、アクセス権の設定を引き継ぐこと。共有ストレージ用の実効容量は、2TB 以上準備すること。
- ・ WSUS サーバの構築を行うこと。市内小中学校のコンピュータアカウントを登録し、更新プログラムの管理を行うこと。更新プログラムの適用スケジュー

ルはグループ分けし、ネットワークの負荷軽減を行うこと。

- ・ 資産管理（クライアント運用）サーバの構築を行うこと。校務端末を学校毎にグループ分けして登録すること。システム情報収集、接続デバイスの制御、アクセスログの追跡、不許可端末の検知等の管理が行えること。利用する機能や収集するログの詳細については、本市と協議の上決定すること。資産管理（クライアント運用）ソフトウェアは、Sky「SKYSEA Client View」とし、ライセンスも本調達に含むこと。
- ・ ウイルス対策サーバの構築を行うこと。全ての校務用端末のウイルス対策を行うこと。ウイルス対策ソフトウェアのライセンスも本調達に含むこと。
- ・ 統合型校務支援システムサーバの構築を行うこと。
- ・ 無停電電源装置および全てのサーバの電源管理を行うこと。停電時は、自動的に全てのサーバが正常にシャットダウンすること。また、停電から復帰した場合は、全てのサーバが自動的に再稼働すること。
- ・ バックアップソフトウェアを導入し、全てのサーバのバックアップを行うこと。バックアップスケジュールは原則として毎日とするが、システムやネットワークの負荷、保守性を考慮して適切に設定すること。サーバ毎、フォルダ毎、ファイル毎にリストア可能であること。
- ・ 既設の「採点システム」は、2025年(令和7年)3月31日までの履行期間となっている。本調達と契約期間を揃えるため、不足しているライセンスおよび保守に必要な費用を本調達に含むこと。また、ハードウェアに関しては既設の機器と同等以上のスペックで新たに調達、システムの移行費用も含むこと。  
シンプルエデュケーション「百問繚乱」
- ・ 別調達である「採点システム」「子ども成長見守りシステム」「認証印刷システム」が既設のシステム基盤を使用して運用している。本システムの更新後も上記の別システムが問題なく動作するように、事前調査を行った上で構築作業を実施すること。
- ・ 既設の校務端末約300台の内、各校3台(計66台)、教育委員会用14台を流用して使用する。それに必要なライセンスおよび調整費用も本調達に含むこと。

#### (4) ネットワーク機器の仕様

##### ➤ ファイアウォール 機器要件

- ・ 指定品： Fortinet「FortiGate-200F（型名：FG-200F-US）」
- ・ 数量： 2台
- ・ 平日9:00～17:00のメーカーによるオンサイト保守が可能であること。
- ・ オンサイト保守にあたっては、代替機との交換作業を行えること。

- 水道庁舎用 L2 スイッチ 機器要件
  - ・ 指定品： アライドテレシス「AT-x230-52GT-Z7（型名：4309RZ7）」
  - ・ 数量： 2 台
  - ・ 平日 9:00～17:00 のメーカーよるオンサイト保守が可能であること。
  - ・ オンサイト保守にあたっては、代替機との交換作業を行えること。
  
- 仮想校務端末環境用 L2 スイッチ 機器要件
  - ・ 指定品： アライドテレシス「AT-x230-18GT-Z7（型名：3277RZ7）」
  - ・ 数量： 2 台
  - ・ 平日 9:00～17:00 の代理店によるオンサイト保守が可能であること。
  - ・ オンサイト保守にあたっては、代替機との交換作業及び、設定のリストアを行えること。
  
- 構築要件
  - ・ 機器の設置や設定に関する業務は、既設のネットワーク保守業者が行う。なお、
  - ・ 既設のネットワーク保守業者と連携を図り、本システムが問題なく稼働できるように調整を行うこと。
  - ・ 既設ネットワーク保守業者の構築・保守費用は本調達に含まない。
  - ・ ここで調達するネットワーク機器は、既設のイントラネットワークをネットワーク分離するための機器であり、統合型校務支援システム基盤や仮想校務端末環境用のネットワーク機器は別途調達し、構築・保守を含むこと。

#### (5) 仮想校務端末環境（ネットワーク分離）の仕様

- 製品指定
  - ・ Sky「シンクライアントシステム SKYDIV Desktop Client」
  
- システム構成要件
  - ・ 画面転送方式は、VDI 方式、SBC(RDS)方式に対応しており、一括制御が可能であること。また、仮想ブラウザ方式にも対応したシステムであること。
  - ・ サーバ OS は、Windows OS であること。
  - ・ RDS CAL 1,005 台分を費用に含むこと。
  
- システム・運用管理要件
  - ・ 管理用コンソール(GUI)上に各サーバのシステム構成図や稼働状況をイラスト(アイコン)表示することができ、視覚的に可視化されていること。

- ・ 各サーバに障害が発生した場合、上記管理コンソール上にアラートや異常状態の内容毎に色分けして視覚的に表示でき、アラート詳細及び対処方法も確認できること。
- ・ 予め設定されたアラートが発生した場合、管理者へ通知設定できること。また、通知のタイミングは、アラートの重要度に応じて、即時/1日に1回/通知なしを含む3段階以上に設定できること。
- ・ 仮想端末を構成する各サーバのメモリ使用率やネットワークの送信・受信量等のパフォーマンスに関する情報をグラフ表示できること。
- ・ グラフ表示においては、複数サーバのグラフを並べたり重ねたりして比較表示が行えること。また、これらの数値を CSV 形式のファイルとして出力できること。
- ・ グラフ表示は任意の2段階の閾値を設定することで黄色、赤色とアラート表示ができ、視覚的にパフォーマンス状態が表示できること。
- ・ 各サーバのシステム稼働ログとしてログオン/ログオフ、接続先のサーバ名、サーバの常時監視、アラート通知の失敗等のログを収集・閲覧可能なこと。
- ・ システム稼働ログの閲覧方法として対象期間、ログ種別、警告レベル、キーワード等の検索条件を複数指定した検索が可能であり、検索条件の保存も可能なこと。
- ・ 各サーバのメンテナンス機能として、サーバの常時監視及び仮想端末への新規接続の停止、ログオンしているユーザーや仮想端末の利用状況の把握、仮想端末のログオフ/電源 OFF/電源 ON/停止、利用中のユーザーへのメッセージ通知が可能なこと。
- ・ 管理用コンソール上で、スイッチオーバーによるアクティブの切替、フェールオーバーによるアクティブの切替、レプリケーションの設定の ON/OFF、冗長化の解除、SQL Server の稼働状況を一覧表示（アクティブ / スタンバイ）ができること。
- ・ アカウント管理については、Active Directory 上のユーザー情報を利用可能なこと。
- ・ Active Directory のセキュリティグループを、本システムの所属（グループ）情報として紐づけでき、セキュリティグループ配下のユーザーを、紐づけた所属の配下にユーザーとして反映できること。
- ・ 各仮想端末の利用状況を把握するため、仮想端末の操作画面を管理用画面で一覧表示する機能を有すること。また、ログオン/ログオン中（切断）/利用不可/ログオフ中/デスクトップ画面を表示する機能を有すること。
- ・ 資産管理（クライアント運用）ソフトウェアにより、物理端末上では使用を制限されている USB デバイスを、仮想端末内に限り使用を許可する設定が行え

ること。

- ・ 物理端末と仮想端末間のクリップボード共有は、指定したクリップボードのデータカテゴリ別（テキスト、ファイルなど）ごとに、制限できること。また、物理端末から仮想端末へのクリップボード共有のみ/仮想端末から物理端末へのクリップボード共有のみ許可する設定もできること。またプリセット設定を利用してクリップボード制限が行える事。
- ・ 仮想端末側で「スクリーンショット取得禁止」「USB デバイス利用禁止」「仮想端末と物理端末間でのクリップボード共有禁止」の設定が行えること。
- ・ 資産管理（クライアント運用）ソフトウェア上で管理している所属情報や物理端末の利用者情報を、本システムへ反映し、同期する機能を有していること。また、定期的に同期する実行間隔は、日単位 / 曜日単位 / 月単位 / 指定日で設定できること。
- ・ 情報セキュリティポリシー上、仮想端末システムの不具合調査時のログデータ等を海外に持ち出すことができないため仮想端末システムのソフトウェアを開発サポートする組織は、日本国内に存在し、日本国内でトラブル解決が完結するメーカーの製品であること。
- ・ サポート情報や技術情報等のメーカーから提供される情報については、すべて日本語であること。
- ・ 履行期間内は本システムのアップデート・最新版へのバージョンアップが可能であること。

#### ➤ 仮想校務端末要件

- ・ 同時接続 600 台
- ・ 既設の校務端末環境を踏襲して仮想校務環境を構築すること。
- ・ 仮想校務端末環境内の機器を接続するネットワーク機器を構成すること。
- ・ 主なアプリケーションの利用は、統合型校務支援システム（ブラウザ型）や Microsoft Office を想定する。
- ・ Microsoft Office のライセンスは本調達に含まない。
- ・ 「りたりこ発達ナビ」「成績予測システム」等のアプリケーションの稼働を想定している。導入に向けてアプリケーションメーカーとのやり取りが必要となった場合は全面的に協力すること。
- ・ 全台同時に接続した際の 1 ユーザーあたりの最低リソースは、CPU:0.3 コア、メモリ:1.3GB 以上を確保すること。ただし、採用したシステムが快適に動作しないと判断した場合は、追加でリソースを確保すること。
- ・ 各ユーザプロファイル用のデータ領域（1 ユーザーあたり 1.5GB）を準備すること。



- ・ 各学校にある校務用プリンタから印刷できるように設定すること。
- ・ 資産管理（クライアント運用）ソフトウェアで利用ユーザー毎の操作ログの取得を行うこと。

#### (6) 統合型校務支援システムの仕様

##### ➤ 製品指定

- ・ 現在本市で運用している各システムとの相互連携を引き続き進めていくため東京書籍「iFuture」とする。

##### ➤ システム構成要件

- ・ 本システムは、箕面市学校情報ネットワークシステム内に設置するサーバで動作し、WEB アプリケーションとして利用できるシステムであること。
- ・ 本システムにアクセスできるのは校務ネットワークに接続される仮想校務端末および校務専用の物理端末のみとする。
- ・ 校務システムは以下の機能を有する。

ア 児童生徒データ…氏名、ふりがな、住所、住民番号、生年月日、クラス、担任名、指導教員名、加入クラブ・部活等

イ 教員データ…教員名、職員番号、指導教科・学年・学級等

ウ 授業時数管理

エ 指導要録管理

オ 成績処理

カ 通知表の作成

キ 名簿作成機能

ク 出欠管理

ケ 健康診断管理

コ インシデント管理

##### ➤ 校務用端末台数

- ・ 同時接続する最大数は、仮想端末 600 台と物理端末 80 台を想定する。将来的に校務用端末が教職員 1 人 1 台の状況においても、使用に耐えること。
- ・ 接続元は、小学校 12 校、中学校 6 校、小中一貫校 2 校、市役所本庁舎とする。
- ・ 校務端末から、直接サーバ機のデータへの入出力を可能とし、汎用的なフォーマット（エクセル、CSV、ワード等）で取込や出力ができること。
- ・ システム上に入力するデータについては、校務用端末機から入力用ファイル（マイクロソフトのエクセルシート及びワードファイル等）を、取り出し、そのファイルを教職員用端末で入力できるようにすること。

➤ プログラム基本要件

- ① 児童生徒情報は、箕面市の学齢簿システムから提供されるデータに基づき作成されること。
- ② 児童生徒情報の氏名は、外国人児童生徒の通称に対応すること。
- ③ 児童生徒情報は、9年間一元的に管理、運用できるものとし、市立学校に転校した場合、又は市立中学校に進学した場合は、当該児童生徒のデータが新しい学校に引き継ぐことができること。また、市立学校以外に転出し、再度市立学校に転入した場合も同様とすること。
- ④ 教職員情報は、学校間を異動する転勤後も新しい学校に引き継ぐことができること。
- ⑤ 各データのアクセス権を設定すること。
  - ア 市教育委員会…全ての市全体・学校・個人の個々のデータを扱うことができる。
  - イ 学校管理職…自校区の全てのデータと市全体の代表値を扱うことができる。
  - ウ 学校教職員…教員個人が関わった児童生徒の個々のデータと所属する学校・学年の代表値及び市全体の代表値を扱うことができる。
- ⑥ 任意のデータを抽出する機能を有すること。
- ⑦ 帳票類は、PDF もしくは Excel にて出力できること。
- ⑧ ユーザーのアクセスログを記録できること。

➤ 各業務機能要件

<箕面学力・体力・生活状況総合調査関連業務>

- ① 箕面が毎年実施する学力・体力・生活状況総合調査から提供されるデータを、児童生徒一人ひとりのデータベースに格納する。また、毎年実施される各種調査のデータを、児童生徒一人ひとりのデータベースに追加していくために、データベースに調査結果を格納すること。(児童生徒一人ひとりのデータベースを、最大9年分格納する。)
- ② データベースから、次のような帳票を出力もしくは画面上で表示できること。
  - ア 個人の全てのデータを一覧にし、それを9年間積み重ねていくような一覧表及びグラフ化したもの。
  - イ 学校ごとの全調査の平均等を一覧表及びグラフ化したもの。
  - ウ 学級のデータを抽出した一覧表やグラフ。
  - エ 学級の過去の成績を一覧表やグラフにしたもの。
- ③ 教員が指導している児童生徒の調査結果データを教員ごとに集計、分析し、一覧表やグラフ化できること。

- ④ 児童生徒の学力・意識調査の結果を、全カテゴリごとに経年でグラフに表示することができること。
- ⑤ 蓄積されたデータは教育委員会が必要とする形式での出力ができること。

#### <校務関連業務>

- ① あらかじめ登録する時間割により授業時数を管理できること。また、授業予定を変更した場合も随時再算出できること。
- ② 箕面市独自の教科や授業時間設定にも対応できること。
- ③ テスト結果や評価項目により成績を自動算出できること。ただし、評価基準や評価配分は学校別及び教員別に設定できること。
- ④ ③により算出した成績に基づき、成績一覧表、通知表及び指導要録を作成し、出力できること。
- ⑤ 箕面市内で採用されている採点支援システムと連携し、採点支援システムからのデータを反映させることができること。
- ⑥ 登録されている情報から任意に項目を選び、学校、学年、学級等の名簿を作成し、出力できること。
- ⑦ システムに登録されている教職員情報や担当学級などのデータから、大阪府授業評価アンケート用のデータを作成できること。
- ⑧ 授業評価アンケート結果、授業観察及び学校評価結果について、学校ごとの平均等を一覧表及びグラフ化したものを作成できること。
- ⑨ 教員にかかる児童生徒の箕面学力・体力・生活状況総合調査の結果と教員の授業評価アンケート及び学校評価との相関性をあらわすものを一覧表にし、グラフ化及び散布図にしたものを作成できること。
- ⑩ 校務システム上で管理しているデータは、本市の必要に応じてデータ抽出を行うこと。その際は原則追加必要なく対応すること。
- ⑪ 子どものインシデント情報を登録することができ、子どものデータベースで今までの登録情報を確認することができること。また報告書等のファイルの添付も可能なこと。
- ⑫ 公募関係等の電子化等について、教育委員会の要望に応じて協議を行うとともに、実現に向けて検討、取組を実施すること。

#### ➤ データ移行

原則現行システムのデータはすべて移行するものとする。移行対象期間については協議の上決定する。

なお、移行データ作業については、メーカーである東京書籍が行うものとし、移行データの抽出に関わる費用は提案事業者が負担すること。

- データの保存期間  
児童生徒個人のデータは、小学校に入学日から、中学校卒業日まで保存できることとし、中学校卒業後一括してデータを削除できるものとする。
- データの保管場所について  
箕面市役所庁舎内のサーバ室に設置するサーバ機内に保管する。
- データのアクセス権について  
システムにアクセスする利用者の役割に応じて、利用可能な機能、アクセス可能なデータ、実施できるデータの操作等を制限する機能を有すること。

#### (7) 基盤構築等に係る作業の仕様

- 構築
  - ・ 本システム用の機器を箕面市役所庁舎内のサーバ室に設置し、既設地域 WAN（校務用ネットワーク）を活用して、各学校及び教育委員会事務局（市役所本庁舎及び教育センター）設置のクライアントからアクセス可能なサーバ環境を構築する。
  - ・ 「箕面市統合型校務システム機器調達業務」において調達した機器を設置し、当該機器に本稼働に必要な設定（ネットワークの設定や必要なテスト環境の構築を含む）をする。
  - ・ 本市職員への研修を実施する。
  - ・ 設計書、マニュアル（利用者向け、管理者向け）等、システムの稼働に必要なドキュメントを作成する。
- LAN 配線及び付帯作業に関わる要件
  - ・ 機器等の設置に必要な付属物、機器の接続に必要なケーブル類（ラックレール、ラック取付けネジ、ラック用棚板、固定金具、電源ケーブル、LAN ケーブル等）は、受託者が用意すること。
  - ・ ネットワーク機器を接続する際に使用する LAN ケーブルは、カテゴリ 6 以上を使用すること。
  - ・ ケーブルの要所には、プラスチック、またはファイバ製品の表示札等を取り付け、系統種別、行先等を表示すること。また、配線に使用するケーブルの色についても本市の指示に従うこと。

➤ 統合型校務支援システム運用保守

① 運用作業

- ・ 統合型校務支援システムの運用支援として、年1回(4月)実施する進級等の年次処理には、必要工数に応じたSEの派遣対応を行うこと。
- ・ 本市職員が学齢簿データとの同期を半年に1回行う際には必要に応じてサポートを行うこと。
- ・ 履行期間中に行われる法改正に対応するためのシステム改修については、可能な限り本業務の範囲内とし、別途経費を発生させないこと。なお、別途経費が発生する場合は、その理由を具体的に示すとともに、積算根拠を可能な限り詳細に示すこと。

② ヘルプデスク

- ・ 統合型校務支援システムの操作や障害について、学校及び市教育委員会からの問合せに対応するための電話窓口を設けること。

③ 研修

- ・ 統合型校務支援システムの円滑な導入を図るために、教職員向けの研修会を開催すること。研修の形式や内容については教育委員会と協議すること。

④ 保守

- ・ 統合型校務支援システムの円滑な運用を維持するために履行期間中に必要な作業をおこなうこと。
- ・ 重要障害発生時は、電話等による問い合わせや調査依頼に対応すること。電話での解決や調査が困難な場合やハード及びソフトの切り分けが難しい場合は要員訪問し、早急に調査・対応にあたること。
- ・ 重要障害発生時の対応方針や対応人員をあらかじめ明確にし、責任者を事前に報告すること。

➤ 機器に関する運用保守

① 機器に関する障害保守

- ・ 導入機器が正常動作するように履行期間中の保守を行うこと。
- ・ サーバ機器、ネットワーク機器については、導入機器メーカー純正の標準保証(5年間)もしくは保守パック(5年間)を調達すること。
- ・ 箕面市統合型校務システム及びハードウェア・ソフトウェアの円滑な運用を維持するための定期点検等の作業をおこなう。
- ・ 修理窓口を開設すること。

- ・ 修理窓口の開設時間は、お盆期間及び年末年始、祝日を除く月～金曜日 9:00～17:00 とする。受付時間 9時から 15 時までは、当日の出張修理対応が可能であること。
- ・ 適宜発生する事象などに関する電話相談対応、必要に応じた S E の派遣対応などを行うこと。
- ・ システムの稼働に影響するような重要障害発生時は、可能な限り早急に問題の解決に努めることとし、遅くとも本市担当者の連絡があってから 24 時間以内には問題を解決又は代替措置による運用が可能な状態とすること。
- ・ 重要障害発生時の対応方針や対応人員をあらかじめ明確にし、責任者を事前に報告すること。
- ・ システム稼働における状況報告や、課題共有等を行うための定例会を最低でも月に 1 回は実施し、課題に対しては箕面市教育委員会の要望に応じて迅速に対応を行うこと。

#### (9) その他

- ・ 本仕様書に記載されている内容に加え、特定提案として
  - ①小中一貫教育の推進について
  - ②情報セキュリティ対策について
  - ③利用者に対する利用促進および情報セキュリティ対策について
  - ④安定するサービスを安定供給するにあたっての方針と仕組みについて
 上記について、特定提案を行うこと。
  - ①については、本市が進める小中一貫教育の推進に繋がるシステムの利用や環境の利用の提案を行うもの。
  - ②については、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和 4 年 3 月一部改訂 文部科学省策定）」を踏まえた情報セキュリティ対策基準および運用マニュアルにおける提案を行うもの。
  - ③については、本事業において構築される環境により、日常の業務において起こりえる事象および対策等を踏まえた、利用促進のための研修内容、研修実施体制、研修回数等および、教職員が利用するシステム等において業務軽減を図るための提案を行うものとする。（例：出席簿におけるシステム利用等）
  - ④については、運用体制、バックアップ方針、ソフトウェアや年度毎の更新対応など、長期にわたって安定して品質を維持するための対応についての提案を行うものとする。
- ・ 本仕様書に記載されていないが、提案の環境や貴社のサポート等本市内小中学校の学校運営にとって有益と考えられるものがあれば併せて提案を求める。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、事業者と箕面市教育委員会が協議の上、決定する。